

国土交通省における木材の価格高騰・ 需給逼迫への対応について

令和3年9月

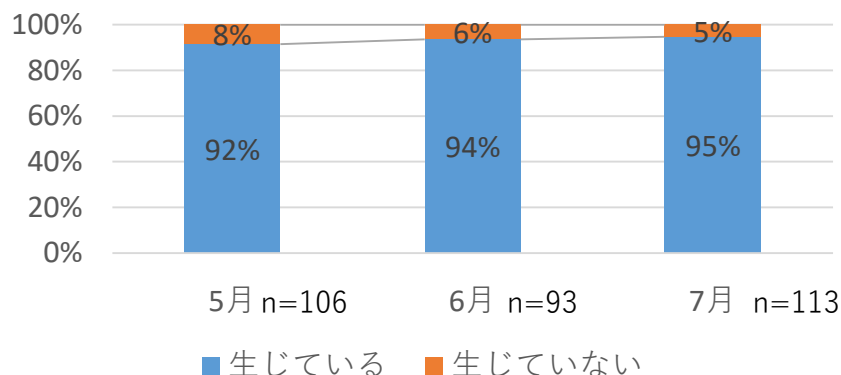
国土交通省 住宅局

住宅生産課 木造住宅振興室

中小工務店における木材の供給遅延の影響について(7月末調査実施)

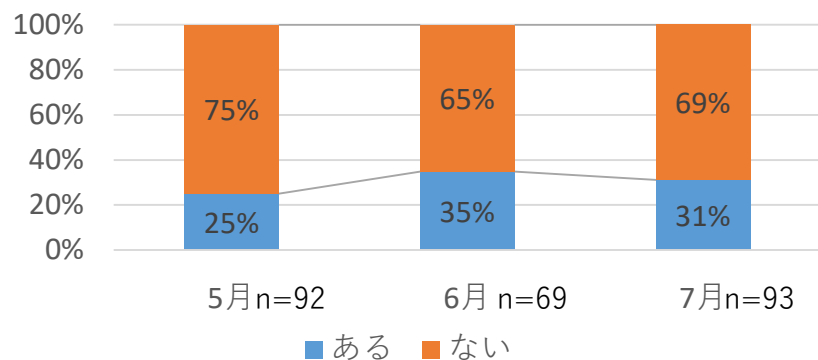
- 中小工務店132者に対し7月末時点の状況について調査を実施。
- 5月以降9割超の中小工務店に木材供給遅延が発生し、そのうち概ね3割前後で工事に遅れが生じていると回答。
- 木材の供給遅延により、5月以降概ね3割前後の中小工務店が調査日より過去1ヶ月の間に新規の契約締結を見送り、また、概ね3割前後は新たに資金繰りが厳しくなっていると回答。

○ 木材の供給遅延

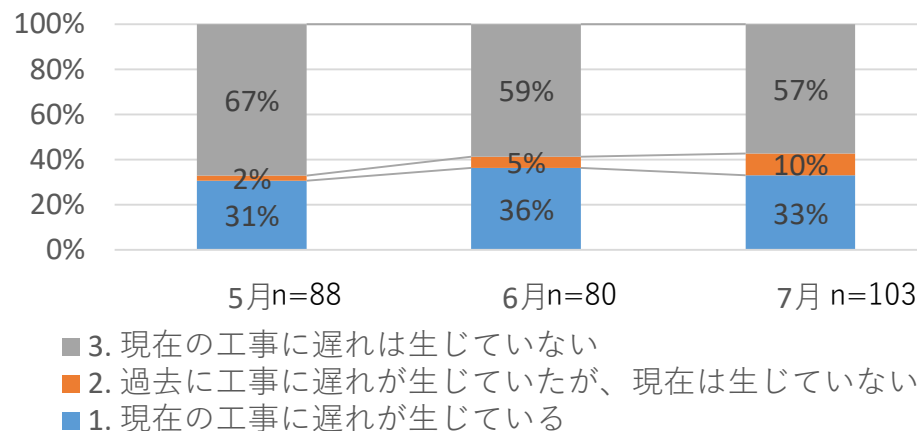


○ 新規契約の見送り(※)

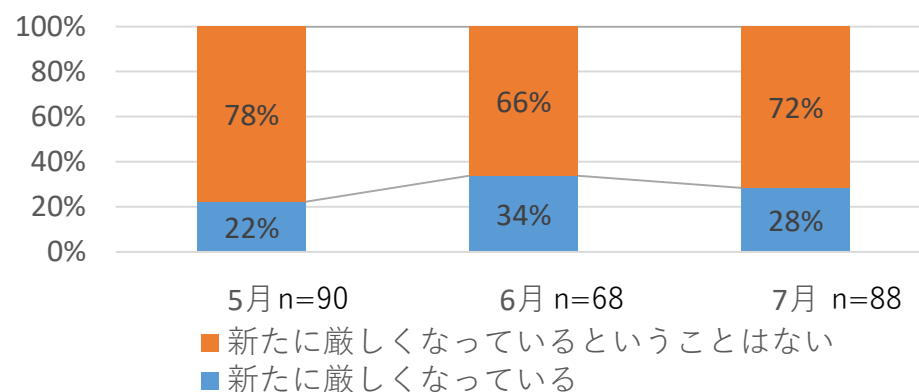
ここ1ヶ月の間に新規の契約の締結を見送った物件はあるか



○ 工事の遅れ(※)



○ 資金繰り状況(※)

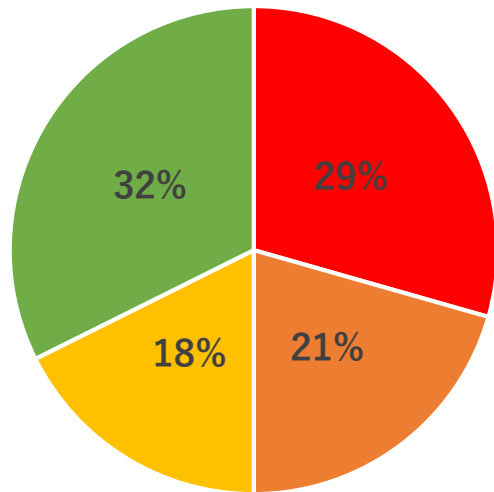


※木材の供給遅延が生じていると回答した者のうちの未回答分は集計に含んでいない。

中小工務店における木材の供給遅延の影響について(7月末調査実施)

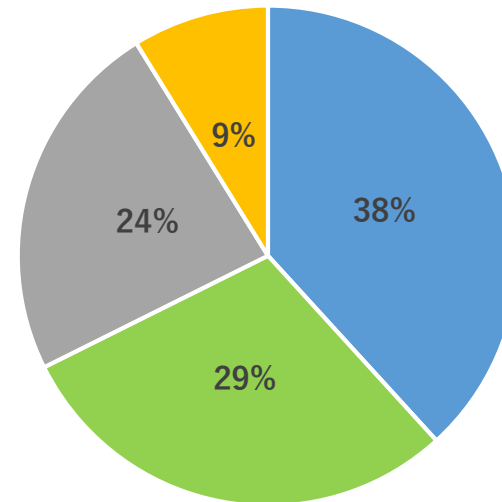
- 工事に遅れが生じている時期は、着工前から竣工予定1ヶ月前までさまざま。
- 工事の遅れについての建築主との合意は、建築主と調整中との回答が減少し(6月末時点は48%)、約7割が何らかの合意を得られている(6月末時点は37%)。

○ 工事遅延の時期(回答:34者回答)



- 竣工1ヶ月前
- 竣工2ヶ月前
- 竣工3ヶ月前
- それ以前

○ 工事遅延についての建築主の合意(回答:34者)



- 建築主の合意を得られ、契約変更や合意書の作成ができた
- 建築主と口頭でのみ合意を得られた
- 建築主と調整中
- 建築主とこれから調整する

木材の価格高騰と需給逼迫への対応

- 米国や中国の木材需要増大等により輸入木材が高騰・逼迫。国産材も代替需要により高騰・逼迫。
- 木材の調達が目途が立たず工期が延びる事例もあり、中小工務店に対する影響が大きいと認識。
- 短期的な対応として、中小工務店でも活用可能な融資制度の相談窓口等を、団体を通して中小工務店に周知。
- 中長期的には、安定的な木材確保等が可能な体制の構築が必要。このため、中小工務店と資材の供給者等の連携による先導的な取組を支援（令和4年度予算要求）。

□ 中小工務店でも活用可能な融資制度の相談窓口等の周知

住宅用の木材の調達が困難になること等により資金繰りに影響を受ける中小工務店を想定し、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の相談窓口を紹介等する事務連絡（5月17日付）と、木材の価格高騰・需給逼迫に伴う資金繰りの悪化については新型コロナウイルス感染症関連の特例措置の対象となり得ることを周知する補足的な事務連絡（7月30日付）を发出。

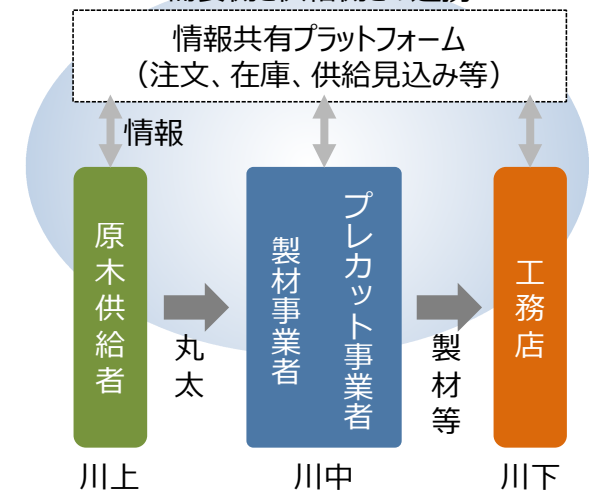
□ 中小工務店が安定的な木材確保に向けた取組に対する支援の強化

中小工務店、建築士事務所、プレカット事業者、製材事業者、原木供給者など関係事業者の連携による安定的な木材確保に向けた先導的な取組を支援。

※令和4年度予算要求

（住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 国費350億円の内数）

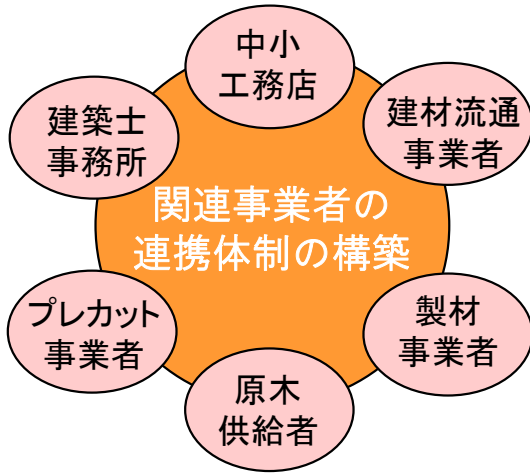
＜安定的な木材確保に向けた取組イメージ＞
需要側と供給側との連携



地域型住宅グリーン化事業 (拡充)

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いて省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅の整備の促進を図るとともに、若者・子育て世帯に対して支援を行う。

グループ構築



共通ルールの設定

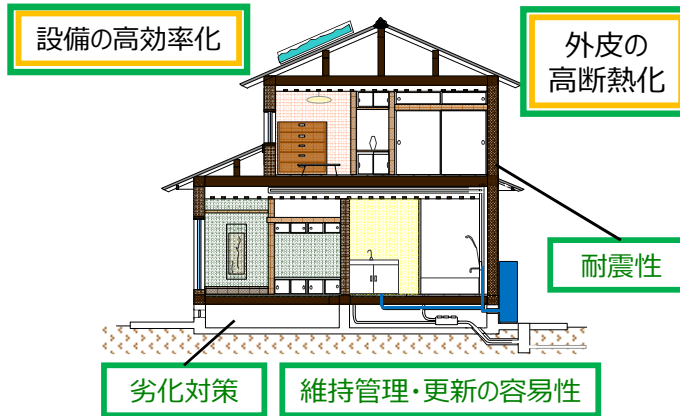
- 地域型住宅の規格・仕様
- 資材の供給・加工・利用
- 積算、施工方法
- 維持管理方法
- その他、グループの取組

※安定的な木材確保に資する先導的な取組の検討等を行うとする事業者に対し、必要な経費を支援（(検討中)円）。

地域型住宅・建築物の整備

補助対象 (住宅) のイメージ

※ 住宅の新築について、土砂災害特別警戒区域は補助対象外。



<住宅の新築における加算措置>

- ①地域材加算
主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に地域材を使用する場合、**20万円/戸**を限度に補助額を加算
- ②和の住まい加算
和の住まいの要素を取り入れた場合、**(検討中)/戸**を限度に補助額を加算
- ③三世同居加算
玄関・キッチン・浴室又はトイレのうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する場合、**30万円/戸**を限度に補助額を加算
- ④若者・子育て世帯加算
40歳未満の世帯又は18歳未満の子を有する世帯の場合、**30万円/戸**を限度に補助額を加算
- ⑤バリアフリー加算
バリアフリー対策を講じた場合、**(検討中)/戸**を限度に補助額を加算

※③④の併用は不可。

※認定基準の見直し(省エネ性能をZEHレベル)に伴う補助メニュー一本化

(参考) 現行の長期優良住宅、認定低炭素住宅及び性能向上計画認定住宅の補助限度額((検討中) /戸) を引き上げ

補助限度額
(検討中)/戸

ゼロ・エネルギー住宅

認定低炭素住宅

性能向上計画認定住宅

長期優良住宅 上記の額に**(検討中)円加算した額**

※4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、(検討中)/戸

※ 寒冷地、低日射地域、多雪地域に限り、Nearly ZEHを補助対象

※ 都市部狭小地及び多雪地域により太陽光発電装置の設置ができない場合に限り、ZEH Orientedを補助対象

省エネ改修

※住宅エコリフォーム推進事業創設(R4)に伴うスクラップを検討

省エネ性能が一定程度向上する断熱改修
50万円/戸

優良建築物

※優良木造建築物整備推進事業創設(R4)に伴うスクラップを検討

認定低炭素建築物など一定の良質な建築物
1万円/m² (床面積)